

海津市企業立地促進事務フロー

事業者

(申請)

企業立地奨励措置指定申請書提出
(操業開始の日から90日以内に申請)

○対象要件

海津市内に工場等(原則建物があること)を新設(移設)または増設し、新規に従業員を雇用した企業で、操業にあたり土地、建物、償却資産等の資産投資を行っていること。

○初期投下固定資産

土地 … 操業開始前3年以内に購入したもの
建物 … 操業開始前1年以内に構築したもの
償却資産 … 操業開始前1年以内に取得したもの

○対象業種(海津市企業立地促進条例別表のとおり)

(ア) 製造業 ① 製造業の工場等の設置 ② 技術先端産業、航空宇宙産業(民需に限る)及び知事が特に認めるものの製品製造を行う工場等の設置	初期投下固定資産額 5千万円以上 新規地元常用雇用者 5人以上 (中小企業者は3人以上)
(イ) 情報通信業 ① 受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業の事業所の設置	初期投下固定資産額 3千万円以上 新規地元常用雇用者 5人以上 (中小企業者は3人以上)
(ウ) 運輸・倉庫業 ① 道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業(運輸施設提供業を除く)の事業所等の設置	初期投下固定資産額 5千万円以上 新規地元常用雇用者 5人以上 (中小企業者は3人以上)
(エ) 研究開発事業 ① 研究開発事業の事業所等の設置	初期投下固定資産額 5千万円以上 新規地元常用雇用者 5人以上 (中小企業者は3人以上)

海津市

(審査) 企業立地促進審査委員会の審査

・「適当」の場合

企業立地奨励措置指定書 送付

・「不適當」の場合

企業立地奨励措置不承認通知書 送付

事業者

(申請) 初期投下固定資産額により

○投資額の合計 (対象業種: ア、ウ、エ)

・合計 1億円以上

企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する申請書 提出
(最初に課すべきこととなる年度以後 3箇年度、毎年1月31日までに提出)

・左記以外の場合

工場等設置奨励金交付申請書 提出
(最初に課すべきこととなる年度以後 3箇年度、賦課された年度の固定資産税額を完納後10日以内)

○免除及び交付期間

操業開始後、初めて賦課された年度から3年間

海津市

・「承認する」場合

企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する決定書により、「承認する」を通知

その翌年度の固定資産税額を免除

・「承認しない」場合

企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する決定書により、「承認しない」を通知

工場等設置奨励金の交付

事業者

雇用促進奨励金交付申請書 提出
(操業開始後1年経過した日から30日以内)

海津市

雇用促進奨励金の交付